

## 平成16年度における公表を前提とした特別指導の概要

### (1) 指導対象企業

平成16年度における公表を前提とした特別指導は、平成13年からの3年間を計画期間とする雇入れ計画の作成を命ぜられ、計画期間中に特にその適正実施について勧告を受けた企業のうち、なお、雇用改善のみられない企業14社を対象として実施した。

### (2) 対象企業の代表者に対する、公表を前提とした指導の実施

対象企業を管轄する公共職業安定所長から、対象企業の代表者に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、求職情報の提供、面接会へ参加勧奨等を行いつつ、法定雇用率を達成するよう再度の指導をきめ細かく実施した。これと併せて、必要に応じて都道府県労働局幹部による訪問指導等を行った。

加えて、取組が遅れている対象企業に対しては、厚生労働省に来省を求めて強く指導を行い、これを踏まえて労働局及び公共職業安定所においても引き続き強力に指導を行った。

### (3) 指導事項

平成17年4月1日現在で、少なくとも次のいずれかに該当することとなるよう指導を行った。

- ① 全国平均実雇用率を達成すること。
- ② 障害者雇用に関する次の取組を全て実施し、その結果一定の実雇用率(1.2%)を達成すること。
  - a 障害者の採用及び職場定着のための社内検討体制を整備し、その検討を行い、職務再設計等障害者雇用率を達成するための結論が出ていること。
  - b 特別枠の設定による障害者の常時受入れ体制を整備し、具体的な求人活動が行われていること。
  - c 障害者雇用についての理解を促進するための社内研修の充実が図られていること。
  - d 障害者雇用のための施設設備の改善等が行われていること。
  - e 法定雇用率を特別指導期間終了後の4月1日から3年以内に達成する雇入れ計画を作成していること。
- ③ 特例子会社の設立を、特別指導期間終了後の4月1日から1年以内の実現するための具体的な取組を行うこと。

その上で、企業名の公表は、上記①～③のいずれにも該当せず、最終的に行政指導の効果が期待できないと判断される場合に実施することとした。

#### (4) 指導の結果

指導対象企業14社のうち、6社は雇用義務を達成し、5社は法定雇用率には達しないものの、厚生労働省の基準を充足したところであり、特別指導による改善が認められた（1社は、特別指導期間中に廃業）。

本資料の1ページに記載した2社については、障害者雇用について、特別指導期間終了後の平成17年4月1日現在において、厚生労働省の基準を充足しなかったため、法第47条の規定に基づき公表することとした。

なお、指導対象企業14社全体の実雇用率は、雇入れ計画期間始期において0.57%であったが、特別指導期間終了後の平成17年4月1日現在においては1.33%と、0.76ポイント上昇した。

#### (5) 今後の指導

特別指導の対象となった企業のうち、依然として法定雇用率を達成していない7社（公表企業を含む）については、積極的に障害者の雇入れを行うことにより雇用義務を早期に達成するよう、引き続き指導を行う。

(表1) 特別指導対象企業の状況

規模別	1,000人以上規模企業	5社
	1,000人未満規模企業	9社
産業別	建設業	2社
	製造業	2社
	卸売・小売業	4社
	金融・保険業	1社
	サービス業	5社
合 計		14社

(表2) 特別指導の結果

1	雇用義務を達成した企業	6社
2	全国平均実雇用率を達成した企業	2社
3	雇用改善のための所定の取組を実施し、かつ、一定の雇用率（1.2%）を達成した企業（注）	2社
4	雇用改善の努力を続け、上記3に準じた状況にあり、最終的に行政指導の効果が期待できると判断される企業	1社
5	廃業した企業	1社
6	公表に至った企業	2社
合 計		14社

（注）「所定の取組」とは、以下のものをいう（5ページ参照）。

- a 社内検討体制の整備と職務再設計等
- b 具体的な求人活動
- c 社内研修の実施
- d 施設設備の改善等
- e 法定雇用率を達成する雇入れ計画の作成

(表3) 14社全体の実雇用率の推移

	雇入れ計画始期	H14.6.1	H15.6.1	H16.6.1	H17.4.1
公表2社	0.29%	0.16%	0.17%	0.44%	0.44%
他12社	0.60%	0.39%	0.64%	0.94%	1.40%
計	0.57%	0.37%	0.61%	0.90%	1.33%

（注）H17.4.1現在の数値は、廃業した1社を除いた数値である。